

第 9 回小浜市農業委員会議事録
(縦覧用)

と き 令和 6 年 2 月 2 8 日 (水) 午後 4 時 0 0 分

ところ 小浜市役所 3 階 3 0 2 会議室

出席委員

1 番岡田昌樹	2 番早俊夫	3 番福永信明
4 番赤尾裕子	5 番河嶋幸男	6 番和田千代
7 番東清俊	8 番内田篤宏	9 番岡本康次
10 番松尾志信		

欠席委員

遅刻委員

出席事務局 田井課長、北村、田中、山崎

令和6年2月28日（水）午後4時00分 小浜市役所 3階302会議室において、第9回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

- 議案 第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案 第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案 第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案 第29号 現況証明申請について
- 議案 第30号 小浜市農用地利用集積計画の承認について

- 報告 第9号 農地改良工事の届出について
- 報告 第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

【議長】ただいまより第9回小浜市農業委員会を開催いたします。

(会長あいさつ)

それでは、事務局より報告をお願いします。

<事務局長より2月の農業委員会関係活動報告を行う>

【議長】次に今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として8番内田委員、9番岡本委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、6番和田委員、7番東委員でした。

それでは、『議案第26号農地法第3条の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それでは、ご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第26号農地法第3条の規定による許可申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして『議案第27号農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それではご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、『議案第27号農地法第4条第1項の規定による許可申請について』原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第27号農地法第4条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして『議案第28号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それではご審議願います。

【1番委員】1番目の案件ですが、面積が約2,700ということで3,000㎡を若干切っていますが、今回はこれだけの部分を〇〇さんが所有権移転を受けて住宅地を造るということですね。それで例えば引き続いて同じような目的で違う人が隣を転用したときというのは、面積要件が30アールという制約があると思いますが、そことの関係というのはどうなりますか。全然問題ないのか。残った田んぼは排水路も用水路も無くなるということも含めて、後先どうなるのかお聞きしたい。

【事務局】今回の申請は〇〇が宅地分譲地を造るということで、500㎡ほどが残るんですけど、そちらをもし違う方が例えば住宅建てるなどということになっても、事業者が〇〇でなければ、今言われた3000㎡というのは3000㎡を超える造成については開発行為の許可を得なければならないという制約があるんですけど、今回の筆は3筆全部合わせると3,000㎡は確かに超えますが、この筆の残る農地を別の方が転用したとしても事業者が違う場合は開発行為の許可を得なければならないということにはならないです。

【1番委員】もう1点、この〇〇さんという地権者の方がされた場合はどうなるのか。

【事務局】地権者さんが転用したとしても、今回の転用事業者は〇〇であり、もし仮に地権者が転用したとしても転用事業者が違うということになるので、開発行為の許可を得なければならないということにはならないです。

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、『議案第28号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第28号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『議案第29号現況証明申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それではご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第29号現況証明申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして『議案第30号農用地利用集積計画の承認について』を上程いたします。事

務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】 それでは、『議案第30号農用地利用集積計画の承認について』ご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、承認することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第30号農用地利用集積計画の承認について』は、原案どおり承認とさせていただきます。

続きまして、『報告第9号農地改良工事の届出による受理通知書の発行について』事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

続きまして、『報告第10号相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について』事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】 これですべての議案を終了しました。

その他、何かございましたらお願いします。

【1番委員】 新聞やテレビで報道ありました、〇〇駅のところに30ヘクタールの産業団地ができるということで、知事がされるということなんです。新聞によりますと、去年の8月頃に小浜市から立候補して候補地として推薦されているということなんです。我々農業委員は市長から任命されているので、我々はそのことを踏まえて検討しなければならないと思うが、普段我々の仕事というのは農地法であるとか他の農業関係の法律等に基づいて、集積であるとか今の中間管理事業のこととかに取り組みでおる中で、そこは優良な農地だと思われる。法律に基づいて調べてみると、県の知事がする事業なので農業委員会の許可がなくても、知事の協議によって許可があったものとみなされるということに該当すると思う。我々は普段、農地を守るとか農業者を守るとかいう仕事に携わっている中、例えばメガファームといっても〇〇さんでも100ヘクタールをちょっと超えたぐらいの経営基盤やと思うが、それにも拘わらず、30ヘクタールも潰すことが、我々が取り組んでいる農業委員会がやるべき、農地とか農業者を守るという立場の仕事とどのように関係するのか、みんなで真剣に考えないといけないということを今日は提案したいと思えます。多分、協議の中で農業委員会の意見を聞くことになっていると思いますが、その意見を聞くとき突然農業委員会にあがると、はいそうですか、と手を挙げざるを得ない状況になると思うので、そのことはどういう農地であって、法律的に許可できるのかというあたりや、本来の知事の協議で成り立たなかったら、許可できるかどうかというあたりも含めて、みんなで勉強したり考えたほうが良いのではないかと思います。あらかじめ知事は市町の

農業委員会の意見を聞くということになっているので、あらかじめ我々は勉強しておかないといけないのではないかとということで皆さんに提案をさせていただきます。

【議長】はい、貴重な意見をいただきました。私もちょっと気になったものですから、一回調べたことがあるんですけど、平成21年に農地法の法改正がされているみたいなんです。その21年までというのが、県、国の事業については土地収用と一緒に、何も農業委員会の審議なしにそれが通ってしまっていた状況があるらしいんですけど、それ以降は公共といえども乱開発してはいけないという風潮があったということで、だから、県とか国が知事と協議をするという形をとりなさいという法律に変わっているみたいなんです。今回の案件もそれに準ずることになるのかなという風には思うんですけど。福井県農業会議というのがありますが、農業会議というのは県の知事の諮問機関みたいなもので知事に意見を述べる形があるので、そこで本来なら意見を述べるのもあるのかなという風には思いますし、農業会議がそれを言うということになると当然、市町の農業委員会も意見を出さないといけないのかなというようにも思うんですけど、ちょっとまだ法的なところ我々は勉強しないといけないと、私の意見としては思っております。

【1番委員】決して僕は反対とかではなしに、皆で納得した上で議論しましょう、ということをお願いしているわけです。小浜市で30ヘクタールの開発するというのは前代未聞じゃないですか。必要だったらいいんですけど、代替地はないのかとか。

【3番委員】会長から話があったように平成20年までは県と国が許可不要だったと思います。そこで考え方が変わって、県、国がやることでもいくつかのことは48項の法定協議という制度で協議することになってますけど、今回のことは私は全く分かりませんが、転用事業者が県であったとすると法定協議にあたるのか、というのがやや疑問です。法定協議ののっかるのは学校や、病院などというのが挙がっていますので。

【9番委員】私も難しいことはわかりませんが、この間新聞に載ったというだけで、去年地権者をコミュニティセンターに寄せて説明会があったようです。けど、〇〇地区、地元には何も話はない。それがこの間いきなり新聞に載ったもので地権者がいきなり何だといって、市役所にも怒鳴り込んだと、そんなことを聞いた。土地改良についても、あそこはそんなに古い土地改良ではないんですけど、土地改良区に対しても、行政から一言も地元には話がない。行政から正式な申し出があれば地元も考える。

【1番委員】私どもはそういうことがあったとしてもなかったとしても、この転用がいいとか悪いとか、そういうことの勉強、法律に照らし合わせてどうなのか、ということの事前準備をしたらどうですか、という提案です。今の転用が悪いとかそういうことではなく。

【3番委員】せっかく1番委員から話があって、私もまったく同感で、一つ提案なんですけど、せっかくタブレットがあるので農地法とかの三段表を共有してはどうでしょうかと思ひましてね。経営局のところに農地法と基盤強化促進法と機構法、少なくともその3つはあると思うのでそれを共有できると思いますので。

【事務局長】1番委員さんと3番委員さんからお話しがありましたように、どの法律に基づいて許可ができるのかということのをちゃんと理解した上で審議していただくのが、事務局

は委員さんに対して意見を述べるような立場ではありませんが、そういう機会があるのは良いことやと思いますので、もしこういうのが知りたいとかいうのであれば、例えば勉強会みたいな段取りをすとかそういうのは考えてもいいのではないかなと思います。前回1番委員さんも言われてたみたいにこの場でいきなり賛否を求められると、手を挙げるしかないっていうようなことも理解できますので。明らかに簡単に手を挙げられるような案件は別にして、ちょっと引かかるような案件があった場合には事前にそういう勉強会が段取りできればと思います。急に挙がってくるような案件もあるので全部できるとは限らないと思いますけど、時間があるようでしたらそういう機会も作ればなという気はします。〇〇のことに关しましては、商工振興課で話は進めてはおりますが、県が調査に入っている段階でまだこれから基本計画などの段階で、まだ発注していないようです。例えばこの範囲でしたいというのが決まって、面積が決まって、どういう基本計画でどこに道をつけて、どれだけの区画を開発するというような、そんなことが分かった段階でも。今、何もない状態での話は中々難しいと思いますので、そういうことも有効なことではないかなと思います。

【議長】皆さんがおっしゃったとおりだと思いますので、情報共有をすること、それからいろんな、農地法に关することで勉強会をするというのも非常に有効なことだと思います。これから小浜市も新幹線がくるであろうというところもありますので、そういったときに場所がどこなのか分かりませんが、我々が判断しなければならぬところもあるのではないかなと思いますので、それも含めて勉強会をぜひ、設けていかなければと私も思っておりますのでお願いいたします。これについて、農業委員とか最適化推進委員、誰というのではなくてこの中の皆で考えなければいけない部分だと思いますので、共有いただいて。実際審議するのは農業委員になるのかもしれませんが、推進委員さんからでも質問とか、これはどうなのかとかいうのもございましたら、手を挙げていただいたら結構だと思いますのでよろしくお願ひいたします。

【3番委員】くどういようですけど、今回の〇〇の件は私全然わかってなくて、あまり危機感をもってなかったんですけど、むしろ前回の1番委員の宿題の方が重要ではないかと思っている。

【1番委員】普段、転用であるとか農振の除外であるとかいうのを散々議論してるにも拘わらず、何の話もなしにそういうことができていいのかなと思う。一般の人は、代替地がどうかとかいう話を普通するじゃないですか。よし、という時は気持ちよく手を挙げられるようにしておきたい。

【議長】腹のなかにもやもやがないようにしておかないといけないと思います。そんなことで勉強会の機会を作るといことをしたいと思いますのでよろしくお願ひします。これも別の話ですが、知事が権限移譲している市町ってありますよね。ああいうところはこれが知事と協議するんやなくて市の農業委員と協議という恰好になるんですよ、多分。

【3番委員】そういうことやと思います。指定市町村になって権限が下りると市町村でやらなければいけない。

【議長】他に何かありますか。

<事務局食育推進会議委員の推薦について>

<事務局農作業標準料金設定指針について>

【議長】また、農業委員、農地利用最適化推進委員より農地利用最適化推進活動報告があればお願いします。

私聞いているところによりますと宮川も含めて遠敷、国富で地域計画の協議会が進められていると聞いております。宮川のことを言いますと、来月の9日に会議をしようかなということで、宮川は集積が全部済んで8年経つんですがその形を、少しは変わってきてますけど、そのまま地域計画に反映させようというような形で進めております。農業委員と土地改良区から耕作者と一部代表を集めて行おうかということで、それで一応確認をとりたいなと思っております。宮川の事例がそういった形になります。他に、遠敷地区はいかがでしょう。

【5番委員】遠敷地区は3月に予定しておるんですが、二つに分けて実施したいと思えます。最初の1回目は山側の方の忠野から金屋まで。現状の説明をしてから、地域計画とか土地改良とかそういう話をしてもらって、持続的な農業についてみんなで認識したいと思っています。

【3番委員】次吉と丸山で集落座談会をやろうと計画しています。次吉は中々進んでないですけど、丸山は日も決まって、市にも来てもらって座談会を開きます。

【議長】先月の農業委員会のあとで各地区ごとに地域計画についての協議をしていただいたと思います。そういった形で徐々に進めていただけるようにお願いします。

<事務局長来月の日程報告>

【議長】他にないようでしたら以上をもちまして、第9回農業委員会を終了させていただきます。